

奈義町ふるさと納税推進業務 公募型プロポーザル実施要項

1 業務の目的

本プロポーザルは、奈義町ふるさと納税業務を委託するに当たり、業務を円滑に遂行するとともに、寄附額の増加を達成するために最も適した事業者を契約候補者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

奈義町と採択事業者は、課題解決のために奈義町または採択事業者の一方のみしか保有しえない知識を相互に交換しながら、真に奈義町にとって利益を見出すことのできる明確な役割分担を見極めながら進めるものである。そのため、採択事業者はふるさと納税業務に関しての専門知識を以って、一般的なものから奈義町の特色課題に対する具体的な解決策の提案まで行うことのできる十分な実力が必要であり、本業務は単なるふるさと納税業務の運営だけではないことを十分理解した上で、以下に掲げる業務を自身の創意工夫により提案するものとする。

- (1) 業務名：奈義町ふるさと納税推進業務
- (2) 実地主体：奈義町
- (3) 履行期限：契約締結の翌日から令和10年3月31日（金）まで
- (4) 業務内容：別紙「奈義町ふるさと納税推進業務委託仕様書」のとおり

3 参加資格等

本業務への参加は、次に掲げるいずれにも該当する単体企業又はその単体企業を代表とする共同企業体とする。なお、本プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後、契約締結日までの間において、次のいずれかの要件を欠くこととなった者に対して、本プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当しないこと。
- (2) 公募開始日から契約締結日まで、指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年度法律第154号）第17条1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等）にない者であること。
- (4) 応募する社の役員及び技術者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号

に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (5) 受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、奈義町個人情報保護法施行条例（令和5年3月7日条例第1号）及び奈義町個人情報保護法施行細則（令和5年3月31日細則第1号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止に努めること。
- (6) 受託者は、受託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用することは出来ない。また、委託業務終了後も同様とする。

4 業務実施上の条件

- (1) 業務の打合せ回数は月2回以上とし内1回は業務責任者が出席するものとする。
- (2) 業務の各段階における承認については町担当課に承認依頼を提出し、承認を得ること。
- (3) 検討に必要な資料は、特段の事情がない限り、貸与又は閲覧できる。

5 スケジュール

| NO. | 項目 | 期 日 | 備 考 |
|-----|---------------|-------------------|---|
| 1 | プロポーザル実施要領の公表 | 令和5年12月28日(木) | |
| 2 | 参加表明書の提出期限 | 令和6年1月12日(金) | PDF(押印付き)をメールで提出 |
| 3 | 質問期限 | 令和6年1月15日(月) | メールで質問書を提出 |
| 4 | 回答期限 | 令和6年1月17日(水) | メールで回答(全社同文) |
| 5 | 企画提案書等の提出期限 | 令和6年1月19日(金) | 郵送又は持参(必着) |
| 6 | プロポーザル審査会 | 令和6年1月23日(火) | 会場：奈義町役場201会議室 日時：別途通知する |
| 7 | 審査結果通知 | 審査日から翌日迄 | メールで全社に通知する。 |
| 8 | 選定業者との協議 | 令和6年1月下旬 | |
| 9 | 契約書の締結 | 令和6年1月下旬 | |
| 10 | 工期 | 契約書締結日から令和10年3月末日 | 成果物 1、業者移行完了 2、令和6年4月1日から滞りなく寄附受付を開始することが出来る 3、その他、仕様書に定めるもの |

6 書類の提出方法

(1) 提出期限

以下のとおり

(2) 提出先

〒708-1392

岡山県勝田郡奈義町豊沢 306 番地 1

奈義町役場 情報企画課 安東

電話番号：0868-36-4126 / メール：kikaku@town.nagi.lg.jp

(3) 提出書類

| NO. | 書 類 | 様 式 | 提出部数 | 備 考 |
|-----|--------------|------|------|-------------------------|
| 1 | 参加表明書 | 様式 1 | 1 部 | 提出期限：令和 6 年 1 月 12 日（金） |
| 2 | 会社等概要書 | 様式 2 | 12 部 | 提出期限：令和 6 年 1 月 19 日（金） |
| 3 | 提案者の同種業務実績 | 様式 3 | 12 部 | 〃 |
| 4 | 本業務における執行体制 | 様式 4 | 12 部 | 〃 |
| 5 | 業務の工程計画 | 様式 5 | 12 部 | 〃 |
| 6 | 企画提案書 | 任意様式 | 12 部 | 〃 |
| 7 | 参考見積書及び積算内訳書 | 任意様式 | 12 部 | 〃 |

(4) 提出方法

①様式 1

参加表明書については、押印したものを PDF で情報企画課宛にメールで提出すること。

②様式 2～8、企画提案書及び見積書

PDF で情報企画課宛にメールで提出の上、提出部数を確認し、情報企画課まで郵送又は持参すること。

郵送の場合は、1月19日（金）必着とし、郵送した旨をメールで報告すること。

7 提出書類及び書類作成に関する留意事項（様式 1～様式 4）

(1) 参加表明書（様式 1）

(2) 会社等概要書（様式 2）

会社等の概要を A 4 判 1 枚に簡潔に記載すること。

(3) 提案者の同種業務実績（様式 3）

業務実績は、最大で各 3 件ずつとする。

(4) 本業務における執行体制（様式 4）

委託業務に携わるすべての者について A 4 判 1 枚に記載すること。また、委託業務に関わる人が、提案者(共同提案体の場合はその構成員)との関係がわかるものの写しを添付すること。

8 企画提案書類の作成に関する留意事項（様式5～様式6（任意様式可））

企画提案書は以下、指定様式で作成し本文の文字サイズは明朝体 10.5 ポイント以上を目安とする。

企画提案書には、下記の課題についての提案を記載すること。

（1）業務の工程計画（様式5）

業務の実施スケジュールについて、A4判1枚に記載すること。（A4判横可）

（2）企画提案（様式6、任意様式可）

A4判（両面可）で作成すること。（A4判横可）（提案内容は簡潔かつ要領よくまとめること。）

9 参考見積書及び積算内訳書（任意様式）

本業務に係る見積書及び各項目の配分を記載した積算内訳書を添付すること。

10 履行体制に関する書面（様式8）

共同提案する場合は、契約時に各構成員の分担業務を具体的に記載すること。

11 質問及び回答

質問の方法及び回答は次のとおりとする。

（1）質問の方法

質問がある場合は、質問の要旨を簡潔にまとめ、下記の期限までに質問書（wordで作成）を電子メールで提出すること。様式は任意とする。

・質問書提出期限：令和6年1月15日（月） 12時まで

（2）回答の方法

質問の内容及び回答については、全社からの質問をとりまとめ、下記の期限までにメールで回答する。なお、質問の回答は、実施要領の加筆及び修正とみなすものとする。

なお、提案型プロポーザルの趣旨に鑑み、提案内容についての質問や相談、審査の優劣に関すると考えられる質問については受け付けない。

・回答書送信日：令和6年1月17日（水） 17時まで

12 審査の方法と審査結果の通知

提出された提案書類に基づくプロポーザル審査会を次のとおり実施する。

- (1) 実施日時：令和6年1月23日（火）13時30分から（予定）
- (2) 実施方法：提出された提案書類に基づき審査を行う。
- (3) 審査員：奈義町設置の審査委員会
- (4) 所要時間：30分/1事業者（20分プレゼンテーション、10分質疑応答）
- (5) 結果

審査会による最適者の特定後、速やかに提案書類を提出した者に審査結果を通知する。なお、電話による問合せは応じない。

審査結果は、契約締結後に公表する。また、提案者名は契約者のみ公表する。

13 審査評価基準

本プロポーザルにおける評価基準は次のとおりとする。

委託候補者の決定に当たっては、各審査員の合計点の平均点が80点未満の場合は、委託候補者に選定しない。

| NO. | 項目 | 割合 |
|-----|-------------------|----|
| 1 | 寄附獲得想定額とその実現性 | 30 |
| 2 | 返礼品開発支援能力 | 30 |
| 3 | ふるさと納税業務の安定的な遂行能力 | 20 |
| 4 | 業務体制 | 10 |
| 5 | 過去実績 | 10 |

14 契約手続き

最も優れた提案者と認められた委託候補者と契約の交渉を行う。ただし、契約締結までの間に、国又は地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けるなど、参加要件を満たさないと認められた場合、次点者を契約の交渉の相手方とするものとする。

(1) 契約書の作成

契約書は、奈義町で作成するものを使用することとするが、奈義町からの要請に応じて、受託者は資料の作成を行う。

(2) 契約の締結

町が作成した契約書に異議なき場合は、受託者は速やかに契約書に押印しなければならない。

(3) 再委託

町と協議のうえ、必要と認められる場合は、再委託を認める。

15 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) この要領に定める手続き以外の方法により本町の職員及び本町の関係者にプロポーザルに関する援助を求めた場合。
- (2) 各書類の提出方法及び提出期限がこの要領の定めに適合しない場合。
- (3) やむを得ない事由を除き、プロポーザル審査会の時間に遅刻した場合。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (6) 提出された書類が様式に適合しない場合、または記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

16 その他

- (1) 提出書類作成に要する費用は、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、プロポーザル参加資格を無効とする。
- (4) 提出書類等は公開しない。また審査内容についても一切公開しない。ただし、採用された提案については、公表することがある。
- (5) 電子メール等の通信事故については、奈義町はいかなる責任も負わない。
- (6) 参加表明後やむを得ない事情で審査を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

17 問い合わせ先

奈義町役場 情報企画課 安東

〒708-1392 岡山県勝田郡奈義町豊沢 306 番地 1

電話番号：0868-36-4126 / メール：kikaku@town.nagi.lg.jp